

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

## 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

### 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

### 2. 支給金額

児童1人当たり 一律 **5万円**

### 3. 給付金の支給手続き

■ **①に該当する方**

- ▶ **申請は不要**です。
- ▶ 令和3年4月分の児童扶養手当の振込口座に、5月14日以降順次、振込みを行なっています。

■ **②または③のいずれかに該当する方**

- ▶ **申請が必要**です。  
**申請期限：令和4年2月28日(月)**
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入のうえ、必要書類を添えて子ども福祉課の窓口に持参、または郵送で提出してください。  
**申請書類送付先：〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係**
- ▶ 支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振込みます。  
※各申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)

※ひとり親世帯の方でも支給要件に該当する場合は受給することができます。ただし、すでにひとり親世帯分の給付金を受給している方は、同一児童分は支給対象外となりますのでご注意ください。

## 1. 支給対象者

■以下の①②の両方に該当する方 ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

① 令和3年3月31日時点で

**18歳未満の児童**(障がい児の場合は**20歳未満**)を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

② 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方

または

令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

## 2. 支給金額

児童1人当たり 一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方(公務員の方を除く)で、住民税非課税の方

▶ **申請は不要**です。

▶ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の振込口座に、7月26日以降順次、振込みを行なっています。

※令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格認定を受けた方で、住民税非課税の方も対象です。

■ 上記以外の方(例:高校生のみを養育している方、公務員の方、収入が急変した方)

▶ **申請が必要**です。

**申請期限: 令和4年2月28日(月)**

▶ 申請書に振込先口座などを記入のうえ、必要書類を添えて子ども福祉課の窓口にて持参、または郵送で提出してください。

**申請書類送付先: 〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係**

▶ 支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振込みます。

※各申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 ☎ 31-0243 ☎ 23-7134